

令和7年2月6日 改正

平成12年11月2日 改正

平成10年10月16日 制定

日本地域学会学術委員会規程

(目的)

第1条 この規程は日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第4条第一号（年次大会の開催）、第四号（国内外関連諸機関との協力活動）および同第五号（学術調査・研究の推進）に定める事業を行うために必要な事項について定める。

(学術委員会の設置)

第2条 会則第20条第2項に基づき、前条の事業を円滑に運営するため本学会に学術委員会（以下、委員会）を設置する。

(委員会の事業)

第3条 委員会は、次の事業を行う。

- 一 年次大会の企画、準備、運営等
- 二 国内外の関連する学協会等との学術研究集会、シンポジウム、ワークショップ等の共催およびそれらの後援等の企画、審査等
- 三 国内外の関連する学協会との研究協力、情報交換等の企画。推進等
- 四 会則第22条に基づき設置される研究会の企画、公募、審査等
- 五 その他、第1条に定める事業を行うために必要な事業

(委員会の構成)

第4条 委員会委員（以下、委員）には、本学会理事会（以下、理事会）により選ばれた10名程度の本学会正会員（以下、会員）をあてる。

2 前項の規定にかかわらず、本学会常任理事、事務局次長、および各年の年次大会実行委員長は委員となる。

3 委員の任期は、本学会役員の任期に準ずる。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長1名と副委員長2名をおく。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

2 委員長は、委員会の事業を行うための全ての業務を管掌する。

(副委員長の職務)

第7条 副委員長は、委員長に事故のあるとき、委員長が委員会を主宰するのに支障のある案件が議題となっているとき、あるいは委員長の委嘱により委員長の職務を代行する。

(委員長の選出)

第8条 委員長は、理事会により委員のなかから選出され、会長が委嘱する。

2 委員長が、長期に渡り、その職務を遂行できない事由が生じた場合には、理事会は速やかにその後任を選出し、会長が委嘱する。

(副委員長の選出等)

第9条 事務局長は、委員長の推薦に基づき、理事会が承認し、会長が委嘱する。

(年度事業計画の承認)

第10条 委員長は、委員会の事業計画を年度毎に作成し、遅くとも前年度末の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

2 委員の交代期にあつては、次期委員会は、事業計画をそのまま引き継ぐ。

第11条 委員長は、各年度の事業実績報告書を提出し、次年度最初の理事会に報告しなければならない。

2 委員の交代期にあつては、委員長は、次の理事会開催日の10日前までに、次期委員長へ当該年度の事業実績について引き継ぎ報告を行なわなければならない。

(予算)

第12条 委員会の事業推進に必要な予算措置として、本学会に特別会計を開設する。

2 委員長は、前項に規定する特別会計の予算案（以下、予算案）を作成して理事会に報告し、その承認を得なければならない。

3 予算案の収入は、本学会一般会計計上経費または本学会への寄付金等から引き立てて計上する。

(研究会規程)

第13条 第2条第3号に定める研究会の企画、公募、審査等に必要な事項は、理事会の議を経て別の規程に定める。

(細則)

第14条 その他の、学術委員会の活動、運営に必要な事項は別に定める。

(改正)

第15条の規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

第16条 (削除)

附則 (平成10年10月16日制定)

(施行日)

第1条の規程は、制定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成9・10年期の委員会を、遅くとも平成10年度の本学会総会開催の日までに発足させる。

2 前項により発足した委員会は、本則第4条第3項の規程にかかわらず、平成11・12期委員会を構成する。

附則 (平成12年11月2日制定)

この規程は、制定の日から施行する。

附則 (令和7年2月6日改正)

この規程は、制定の日から施行する。